

「情報知識学会誌」編集規程

2002年8月27日
制 定

0. 情報知識学会定款第6章による機関誌「情報知識学会誌（以下、会誌という）」の編集に関する事項は、この規程の定めるところによる。
1. 原稿の提出と受付および保管
 - 1.1 本学会会員は本学会が発行する会誌に投稿することができる。ただし、その内容は著者の責任とする。
 - 1.2 原稿の書き方ならびに投稿の手続きは別に定める「投稿規定」「執筆要領」による。
 - 1.3 投稿時の原稿はすべて事務局に提出する。
 - 1.4 事務局は受けとった投稿原稿の受付年月日を記録し、保管する。
 - 1.5 編集委員会は会員または非会員への依頼によって原稿を集めることができる。
 - 1.6 討論を主な内容とする原稿のときは、編集委員会はそれを討論相手に見せ、なるべくその回答の原稿を求める。
2. 原稿の審査と採否
 - 2.1 編集委員会は原稿を審査し、掲載するかどうかを決める。
 - 2.2 編集委員会は、原則として原稿の査読を会員または非会員に依頼する。ただし、この場合も最終的な審査は編集委員会の責任において行うこととする。査読結果は原則として3ヶ月以内に著者に通知する。
 - 2.3 編集委員会は投稿規定と査読結果に基づいて、著者に修正を求めることがある。修正の求められた原稿は修正後すみやかに返送するものとするが、原稿が3ヶ月以上たって編集委員会に返送されてきたときには原則として新規の投稿原稿として取り扱う。
 - 2.4 編集委員会が掲載適当と認めるとき（以下、これを「受理」とよぶ）、編集委員会は受理年月日を記録し、著者に通知する。
 - 2.5 編集委員会が掲載不適当と認めるとき、その理由を明らかにした文書を著者に送り、その了解を得たうえで原稿を返却する。
 - 2.6 掲載された原稿は原則として返却しない。ただし、図についてはあらかじめ申し出があれば、返却する。
3. 原稿の掲載
 - 3.1 投稿原稿の掲載順は原則として受理の順とする。ただし、編集上の都合により順序を変更することがある。
 - 3.2 学会費など、本会に納入すべきものを著しく滞納している会員の投稿原稿は、それが納入されるまで、掲載を延期することがある。

4. 校正

- 4.1 初校正は原則として著者が行う。第 2 校正以降は編集委員会が行うが、必要に応じて著者に依頼することがある。
- 4.2 著者は、校正した原稿を指定期日までに編集委員会に返送する。返送が著しく遅れた場合には編集委員会で校正するか、次号に回すこともある。
- 4.3 雑誌発行の日時が迫っているときなど、時間的な制約を受けるときには、著者による校正を略し、編集委員会が校正を行う場合がある。
- 4.4 校正のときに、著者が原稿と著しく異なるように書換えを行ったときは、その掲載を次号以降に延期することがある。

5. 別刷

- 5.1 別刷（抜刷）は著者の申し出により可能であるが、実費負担とする。

6. 会誌の内容

- 6.1 広い意味での情報知識学に関連し、またその発展に貢献するもの（情報／知識の収集、整理、蓄積、検索および各種解析、利用などに関するもの）とする。
 - 6.1.1 研究論文（Research Paper）：オリジナルな研究論文で、内容の主要な部分が学術論文として他に公表されていないもの。
 - 6.1.2 事例／調査報告（Report）：情報知識学に関連したシステムなどの開発、利用、調査に関するもの。資料も含む。
 - 6.1.3 解説／展望（Review）：情報知識に関連した特定分野の論文や学説などを総括、解説、紹介、あるいは技術動向などを展望したもの。技術、研究上の処理、解析方法などに関する解説。
 - 6.1.4 論談（Proposal Paper）：情報知識学に関連した新たな知見の表明、提案など。
 - 6.1.5 討論（Discussion）：本会誌に掲載された論文についての学術的な討論。
 - 6.1.6 研究速報（Notes）：技術、手法、新事実などの簡単な報告。
 - 6.1.7 講座（Lecture）：情報知識学の各分野に関する基礎理論、技術の適用などについて、テーマを定めて系統的に説明するもの。
- 6.2 学会記事（News）
 - 6.2.1 本会の事業、運営などに関する報告、記事、資料。
 - 6.2.2 ニュース、お知らせ。最近出版された単行本やモノグラフの紹介。
- 6.3 講演（Lecture）
 - 6.3.1 特別号などにおける講演資料。
- 6.4 その他
 - 6.4.1 上にあげたもののほか、編集委員会が適当と判断した事項。

7. 規約の改訂

- 7.1 本規約の改訂は、編集委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

8. 施行

- 8.1 本規約は 2002 年 8 月 27 日から施行する。